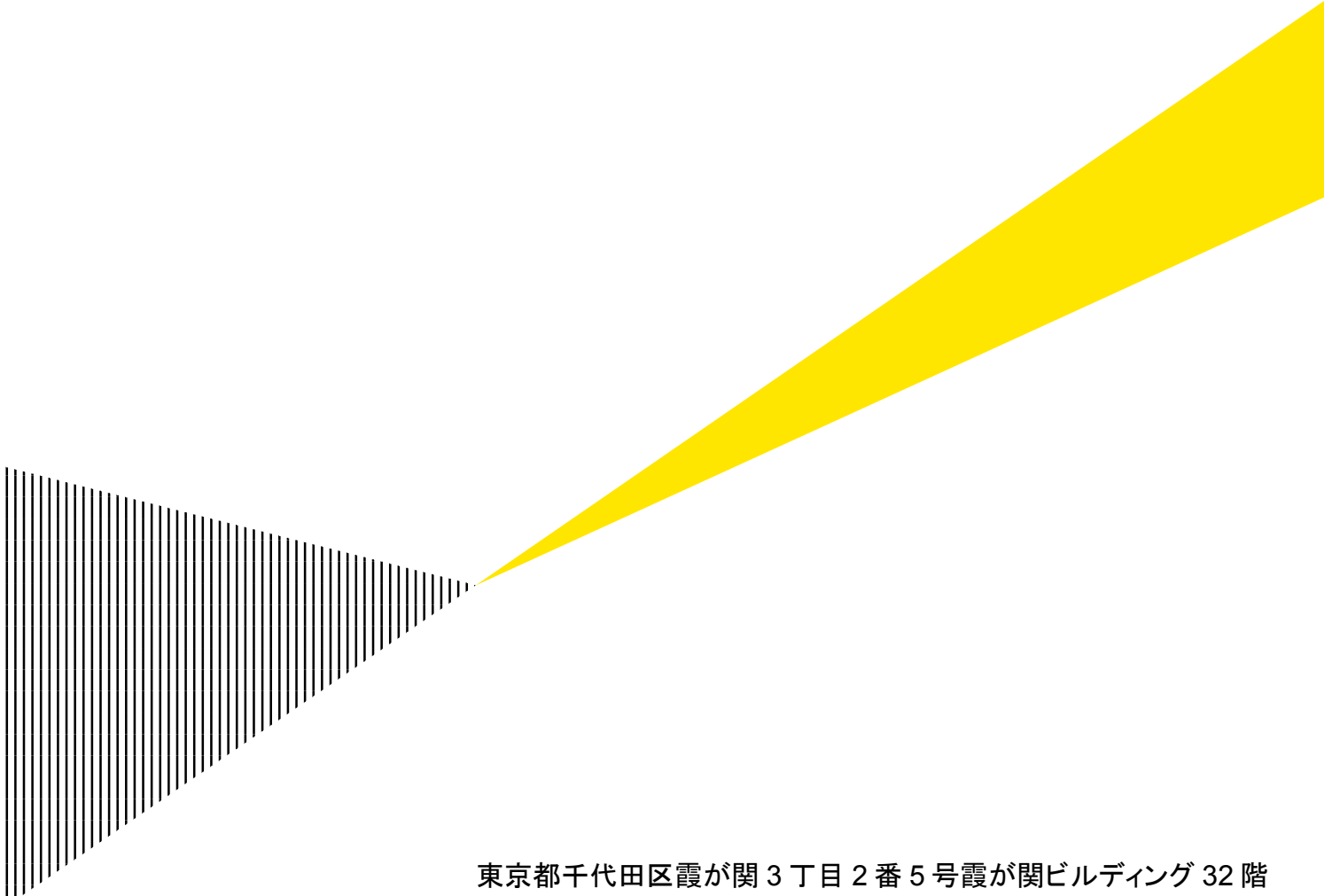


諸外国の金融所得課税(公社債を中心に)に関する 調査研究

2009年12月21日



東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビルディング 32階
新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
統括代表社員 瀧崎 章夫

内容

I. アメリカに関する調査報告	3
II. イギリスに関する調査報告	6
III. フランスに関する調査報告	9
IV. ドイツに関する調査報告	12
V. Appendix	

I. アメリカに関する調査報告

1. 個人所得税(連邦税)計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係

アメリカにおける個人所得税(連邦税)計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係は、Appendix 1-1 及び 1-2 をご参照ください。

2. 損益通算される金融所得の範囲

アメリカの個人所得税の計算上、一定の損失については、所得との損益通算が認められます。次の金融商品から生じる損失は、それぞれ以下のように取扱われます。

① 預貯金の元本割れによる損失

金融機関の破綻による損失は、キャピタルロスではなく、災害等による損失として取り扱われます。したがって、所得計算上も、控除に制限のあるキャピタルロスと異なり、項目別控除項目として、通常所得との損益通算が認められます。

② 株式の無価値化による損失(株式の発行体の破綻等による損失)

企業の破産等により、株式が完全に無価値化したと認められる場合には、キャピタルロスとして取扱われ、原則として、キャピタルゲインとの損益通算が認められます。

③ 公社債などの債券の無価値化による損失(債券の発行体の破綻等による損失)

②と同様に取扱われます。

④ デリバティブ取引から生じた損失

デリバティブ取引から生じた損失は、当該デリバティブが外貨建てであり、かつ、原資産が債券、先渡し契約、先物契約、スワップ、オプション等である場合には、通常所得との損益通算が認められます。また、それ以外のデリバティブ取引から生じた損失については、キャピタルロスとして取扱われ、原則として、キャピタルゲインとの損益通算が認められます。

⑤ 為替差損

為替差損については、一定の場合を除き、通常所得との損益通算が認められます(なお、為替差益については、一定の場合を除き、通常所得に分類されます)。

3. 金融所得の捕捉方法

利子や配当がアメリカの居住者に対して支払われた場合には、支払者は、原則として、フォーム 1099 により、年に一度その金額を受領者及び IRS(内国歳入庁)に報告することが義務付けられています。さらに、社会保障番号(SSN)若しくは納税者番号(TIN)を提示せずに開設された口座に係る利子や配当の支払については、28%の源泉徴収が予備的に行われます。

4. 債券の利子に対する課税関係

支払者に対して納税者番号が提示されない場合、若しくは社会保障番号の記載されたフォーム W-9 の提出がされない場合、又は、受領者が非居住者である場合を除き、米国内で生じた債券の利子に対しては、原則として源泉徴収は行われません(Appendix 1-2 参照)。

5. 債券譲渡に伴う経過利息の課税関係

債券の譲渡に伴い発生した経過利息については、買方においては、実際の受取利息の額から支払った経過利息相当額を控除し、当該受取利息に係る所得金額を計算することとなります。また、売方においては、受領した経過利息相当額を自らの所得に含めることとなります。

6. 割引債の課税関係

割引債の発行差金(OID)については、実際に発行体からの支払いが行われたかどうかにかかわらず、当該割引債の保有者は、保有期間に対応した収益を認識します(ただし、償還期間が 1 年以下である短期の割引債、又は、割引額が僅少である割引債は除く)。

7. 投資信託に係る税制

原則として、年間における投資収益の 90%以上を受益者に分配している場合には、当該投資信託自身は課税されず、分配された収益分配金について、その収益の源泉(利子、配当、キャピタルゲイン等)の課税関係に基づいて、受益者において課税されます。また、実務上はほとんど考えられませんが、分配割合が 90%未満である場合には、当該投資信託における投資収益のすべてについて、受益者において課税されることとなります。

8. 非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係

アメリカにおける非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix 1-3 及び 1-4 をご参照ください。

9. 非居住者及び外国法人に対する公社債の利子の課税関係

① 原則

米国源泉とされる利子については、原則として 30%の均一税率によって課税されます(ただし、租税条約による規定による場合や当該利子が Portfolio Interest Exemption の適用を受ける場合は除く)。

② 非居住者が受ける公社債利子非課税制度(Portfolio Interest Exemption)

(a) 概要

Portfolio Interest Exemption は、簡略的には、非居住者又は外国法人に対して支払われる債券等の利子及び割引債の発行差金について、原則として源泉税を課さないという規定となります(債券を

額面金額未満で取得した場合の当該取得金額と償還金額との差額は利子とみなされ、Portfolio Interest Exemption の適用があります。当該規定は、米国源泉とされる利子について適用されるため、国内債券に該当する場合には適用されます。また、国外債券に該当する場合には、原則としてアメリカ国内源泉所得に該当しないため、当該規定の適用以前に、アメリカでの課税は行われません。債券の国内外の判定は、債券の発行体の居住地国がアメリカ国内であるかどうかによって行います（ただし、外国法人が国内に支店を持ち、当該債券が国内において行う業務に係るものである場合等は除く）。なお、Portfolio Interest Exemption の適用を受けるためには、利子の受領者から支払者に対して、W-8BEN 等の適切な届出がなされる必要があります。

(b) 適用期限

Portfolio Interest Exemption の規定の適用期限は設けられていません。

(c) Portfolio Interest Exemption の租税回避防止措置（適用除外）

Portfolio Interest Exemption には、租税回避防止措置として、以下のような適用除外規定が設けられています。

- 利益連動債のように、他の要因によって利率が決定される債券に係る利子については、適用されません。
- 原則として、受益者が発行体の発行済株式又は持分の 10% 以上（利払時に判定される）を直接又は間接的に保有している場合には、当該発行体が発行する債券等の利子については、適用されません。

(d) 配当に対する規定との相違

非居住者又は外国法人に対する配当については、原則として 30% の源泉徴収が行われます（Appendix 3、4 参照）。Portfolio Interest Exemption によって、非課税とされる債券の利子の取扱いとの相違の要因については、以下の 2 点が想定されます。

- 株式については債券と異なり、企業に対する支配権の行使を主目的とした投資であるため、税制によって外国資本による米国企業に対する支配の促進を図ることは望ましくないという判断があったこと。
- 米国内の事業に投資された資金によって得られた投資収益（事業から生じた事業利益）が配当を通じて米国外へ流出せず、米国内の事業に再投資されることを促進するため。

II.イギリスに関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係

イギリスにおける個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係は、Appendix 2-1 及び 2-2 をご参照ください。

2. 損益通算される金融所得の範囲

次の金融商品から生じる損失の取扱いは、それぞれ以下ようになります。なお、原則として、金融商品から生じた損失のうち、イギリスの個人所得税の計算上、他の所得との損益通算が認められるのは、事業としてトレーディングを行っている場合に生じた損失のみとなります。以下の取扱いは、事業としてトレーディングを行っている場合以外の一般的な取扱いとなります。

① 預貯金の元本割れによる損失

損益通算は、認められません。

② 株式の無価値化による損失(株式の発行体の破綻等による損失)

株式の無価値化による損失は、原則としてキャピタルロスとして取扱われ、キャピタルゲインとの損益通算が認められます。

③ 公社債などの債券の無価値化による損失(債券の発行体の破綻等による損失)

原則として、公社債については、キャピタルゲイン及びキャピタルロスの認識は行いません。

④ デリバティブ取引から生じた損失

オプションや先物等のデリバティブ取引から生じた損失は、原則としてキャピタルロスとして取扱われ、キャピタルゲインとの損益通算が認められます。

⑤ 為替差損

為替差損については、原則としてキャピタルロスとして取扱われ、キャピタルゲインとの損益通算が認められます(なお、為替差益はキャピタルゲインとして取扱われます)。

3. 金融所得の捕捉方法

原則として、納税者の申告書提出による網羅的かつ正確な所得の申告が求められますが、銀行等の金融機関は、HMRC(英国歳入関税庁)に対して、支払った利子の額を報告することが義務付けられています。また、支払代理人についても同様の報告を行うことが、EU 貯蓄課税指令に基づいて、義務付けられています。

4. 債券の利子に対する課税関係

債券の利子の受領者が個人の場合には、当該債券の利子の支払いに対して 20%の源泉徴収が行われ、また、受領者が法人の場合には、当該利子の支払いに対して源泉徴収は行われません。なお、同一の利子の計算期間において、個人と法人の保有期間が混在している場合の源泉税の課税関係については、利子の支払日における債券の保有者に基づいて決定されます。

5. 債券譲渡に伴う経過利息の課税関係

債券の譲渡に伴い発生した経過利息については、Accrued Income Scheme に基づいて課税されます。Accrued Income Scheme とは、経過利息の税務上の取扱いを定めた規定であり、それによると、債券の譲渡価額に経過利息相当額が含まれている場合には、当該債券の買方は、実際を受取利息の額から支払った経過利息相当額を控除し、当該受取利息に係る所得金額を計算することとなります。なお、債券の譲渡価額に経過利息相当額が含まれていない場合には、受領した利子の実額が課税されることとなります。

6. 割引債の課税関係

割引債は、償還時においてのみ課税され、発行価額と償還価額との差額について、利子所得として総合課税されます(源泉徴収は行われません)。

7. 投資信託に係る税制

国内発行の投資信託については、年毎に獲得した投資収益のすべてが分配されたものとみなされて、受益者において課税が行われます。また、国外発行の投資信託については、その年に獲得した投資収益のうち、85%以上を受益者に対して分配することが義務付けられています。当該規定を満たしている場合には、当該投資信託の受益証券の譲渡に伴う収益は、キャピタルゲインとして均一税率により課税されますが、満たしていない場合には、累進税率が適用され、重い税負担が課されることとなります。

また、信託財産の 60%以上が債券で構成されている投資信託については、当該投資信託の収益分配金は、利子の分配として取扱われます(Appendix2-2 参照)。

8. 非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係

イギリスにおける非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix 2-3 及び 2-4 をご参照ください。

9. 非居住者及び外国法人に対する公社債の利子の課税関係

① 原則

源泉地国課税の原則により、イギリス国内源泉とされた利子は、原則として 20%の源泉徴収によって課税されます(ただし、租税条約による規定の適用がある場合や当該利子がイギリス国債又はユーロボンドに係るものである場合を除く)。

② 非居住者が受ける公社債利子非課税制度

(a) 概要

非居住者及び外国法人が受領する、イギリス国債及びユーロボンドに該当する債券に係る利子については、源泉徴収は行われません(債券を額面金額未満で取得した場合の当該取得金額と償還金額との差額については、当該規定の適用の有無にかかわらず、源泉徴収の対象となりません)。また、償還期間が 1 年以内の短期の債券等に係る利子についても、源泉徴収は行われません。なお、ユーロボンドとは、簡略的には、法人が自国内外の一定のマーケットで発行し、かつ付利されている債券を指します。

(b) ユーロボンドの規定の適用期限

ユーロボンドの規定の適用期限は設けられていません。

(c) ユーロボンドの租税回避防止措置

関連者の除外や利益連動債の除外のような、租税回避防止措置は、特に設けられていません。

Ⅲ.フランスに関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係

フランスにおける個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係は、Appendix 3-1 及び 3-2 をご参照ください。

2. 損益通算される金融所得の範囲

フランスの個人所得税の計算上、株式など一定の金融商品から生じた損失については、同一の暦年内に同一の属性の金融商品から生じた収益との損益通算が認められます。また、当該損失の認識時期については、原則として譲渡又は償還時となります。下記①～⑤の損失については、明確に取扱いを定める規定はありませんが、上述の原則に従って個別に判断する必要があります。

- ① 預貯金の元本割れによる損失
- ② 株式の無価値化による損失(株式の発行体の破綻等による損失)
- ③ 公社債などの債券の無価値化による損失(債券の発行体の破綻等による損失)
- ④ デリバティブ取引から生じた損失
- ⑤ 為替差損

3. 金融所得の捕捉方法

フランスにおいては、金融商品に係る支払代理人は、年に一度、その暦年において支払われた当該金融商品からの利息、配当等の額を記載した“IFU”(imprime fiscal unique)と呼ばれる書類を、課税当局に提出することが義務付けられています。

4. 債券の利息に対する課税関係

原則として、債券の利息の受領者が個人の場合には、当該債券の利息の支払いに対して 18%の源泉徴収が行われます。また、受領者が法人の場合には、当該利息の支払いに対して源泉徴収は行われません。なお、同一の利息の計算期間において、個人と法人の保有期間が混在している場合の課税関係については、利息の支払日時における債券の保有者に基いて決定されます。

5. 債券譲渡に伴う経過利息の課税関係

フランスにおいては、個人は現金主義により課税されます。したがって、譲渡価額に経過利息相当額が含まれている場合には、売方においては、当該経過利息相当額を含めた譲渡価額をベースにキャピタルゲインを計算し、そのキャピタルゲインに対して課税されます。また、買方においては、当該経過利息相当額を取得価額に算入して、譲渡又は償還時の所得を計算する際に考慮することになります。

6. 割引債の課税関係

フランスにおいては、個人は現金主義により課税されるため、割引債は、発行時及び保有期間においては課税されず、償還時において、発行価額と償還価額との差額について、利子として課税されます(Appendix3-2 参照)。

7. 為替差損益に対する課税関係

為替差損益の課税関係についての特別な規定はありません。したがって、原則として、為替差損益は、その発生の要因となった所得に含まれることになります。

8. 投資信託に係る税制

分配を行う投資信託(distributing funds)は、分配時にその収益の源泉(利子、配当、キャピタルゲイン等)の課税関係に従って受益者において課税され、当該投資信託の受益証券の譲渡及び償還時には、受益者においてキャピタルゲインとして課税されます。また、分配を行わない投資信託(non distributing funds)は、受益証券の譲渡又は償還時に受益者においてキャピタルゲインとして課税されます(Appendix 3-2 参照)。フランスでは、課税の繰り延べを防止するための分配を促すような規定は特にありませんが、実務的にはほとんどの投資信託が distributing funds となっております。

9. 非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係

フランスにおける非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix 3-3 及び 3-4 をご参照ください。

10. 非居住者及び外国法人に対する公社債の利子の課税関係

① 原則

非居住者又は外国法人が受ける、源泉地国課税の原則によりフランス国内源泉とされた利子については、原則として18%の源泉徴収により課税されます(一定の免除規定があります)。

② 非居住者が受ける公社債利子非課税制度

(a) 概要

非居住者及び外国法人に対して支払われる公社債の利子又は割引債の発行差金については、外国からの資金流入を促進するために、いくつかの源泉徴収の免除規定があり、実務的には源泉徴収が行われることはほとんどありません(債券を額面金額未満で取得した場合の当該取得金額と償還金額との差額は利子として同様に扱われます)。なお、免除規定のうち代表的なものとして、外国の投資家からフランス内国法人へのファイナンス(社債を含む)に係る利子については、源泉徴収が免除されるという規定が挙げられます(Article 131 quarter of the French Tax Code)。

(b) 適用期限

上述の代表的免除規定(Article 131 quarter of the French Tax Code)の適用期限は、特に設けられていません。

(c) 租税回避防止措置

上述の Article 131 quarter of the French Tax Code に係る、関連者の除外や利益連動債の除外のような租税回避防止措置は、特に設けられていません。

IV.ドイツに関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係

ドイツにおける個人所得税計算の仕組み及び主な金融商品に対する課税関係は、Appendix 4-1 及び 4-2 をご参照ください。なお、2009 年 1 月 1 日から、利子、配当、キャピタルゲイン等の金融商品から生じる所得については、すべて金融所得として取扱われ、25%の均一税率によって課税が行われています。

2. 損益通算される金融所得の範囲

次の金融商品から生じる損失の取扱いは、それぞれ以下ようになります。なお、ドイツの個人所得税の計算上、金融所得に係る損失のうち、株式の譲渡に係る損失については、株式の譲渡に係る利益とのみ損益通算が認められ、その他の損失については、その他の金融所得に係る利益との損益通算が認められます。また、原則として、以下の損失は、譲渡、償還、返済等が行われた時点で、実現したと認められ、損失が認識されます。

① 預貯金の元本割れによる損失

株式に係るもの以外の金融所得との損益通算が認められます。

② 株式の無価値化による損失(株式の発行体の破綻等による損失)

株式に係る金融所得とのみ損益通算が認められます。

③ 公社債などの債券の無価値化による損失(債券の発行体の破綻等による損失)

株式に係るもの以外の金融所得との損益通算が認められます。

④ デリバティブ取引から生じた損失

株式に係るもの以外の金融所得との損益通算が認められます。

⑤ 為替差損

為替差損については、通貨を対象としたトレーディングから生じた損失を除き、すべての金融所得との損益通算が認められます(なお、為替差益は、キャピタルゲインとして取扱われ、金融所得に含まれます)。

3. 金融所得の捕捉方法

証券保管銀行は、均一税率により源泉徴収した税額を、毎月課税当局に報告することが義務付けられています。また、証券保管銀行は、その源泉徴収税額を、翌月の 10 日までに課税当局に納付する必要があります。なお、源泉徴収が行われた後の金融所得に係る損失の発生に伴う、既に源泉徴収された税額

の納税者への還付は、証券保管銀行を通じて行われます(税務当局へ既納付された源泉徴収税額は、証券保管銀行に返還されます)。

4. 債券の利子に対する課税関係

法人が受領する債券の利子は、原則として源泉徴収されますが、債券の利子の受領者が金融機関及び非収益事業を営む法人等である場合には、当該利子に対して源泉徴収は行われません。

5. 債券譲渡に伴う経過利息の課税関係

債券の譲渡に伴い発生した経過利息については、買方においては、実際の受取利息の額から支払った経過利息相当額を控除し、当該受取利息に係る所得金額を計算することとなります。また、売方においては、受領した経過利息相当額を自らの所得に含めることとなります。

6. 割引債の課税関係

割引債は、原則として償還時においてのみ課税され、発行価額と償還価額との差額については、金融所得として均一税率により課税されます。

7. 投資信託に係る税制

原則として、投資信託は導管として取扱われ、獲得した投資収益は、その分配の有無にかかわらず、受益者において課税されます。また、当該課税対象の投資収益は、金融所得として均一税率により課税されません。

8. 非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係

ドイツにおける非居住者及び外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix 4-3 及び 4-4 をご参照ください。

9. 非居住者及び外国法人に対する公社債の利子の課税関係

① 原則

ドイツにおいては、非居住者及び外国法人に対する公社債の利子は、原則として非課税とされています。なお、債券を額面金額未満で取得した場合の当該取得金額と償還金額との差額については、キャピタルゲインとして取扱われ、非居住者及び外国法人については非課税とされています。

② 非居住者が受ける公社債利子非課税制度

(a) 概要

ドイツにおいては、非居住者及び外国法人に対する公社債の利子は、原則として非課税とされています(ドイツ国内にある不動産を担保にした債券などに係る利子については、当該非課税規定の対象外となります)。なお、この非課税規定の適用を受けるためには、証券保管銀行に対して、居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を提出する必要があります。

(b) 適用期限

適用期限は、設けられていません。

(c) 租税回避防止措置(適用除外)

以下の金融商品については、その性質上株式に準ずるものとして、上述の非課税規定の対象から除外されています。

- 利益連動債等の、他の要因によって利率が決定される債券に係る利子については、適用されません。
- 転換社債については、株式への転換が義務付けられている場合には、当該転換社債に係る利子については、適用されません。

アーnst・アンド・ヤングについて

アーnst・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーnst・アンド・ヤング」とは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーnst・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人について

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野をはじめ、M&Aコンサルティング、コンプライアンスや移転価格など、税務のスペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

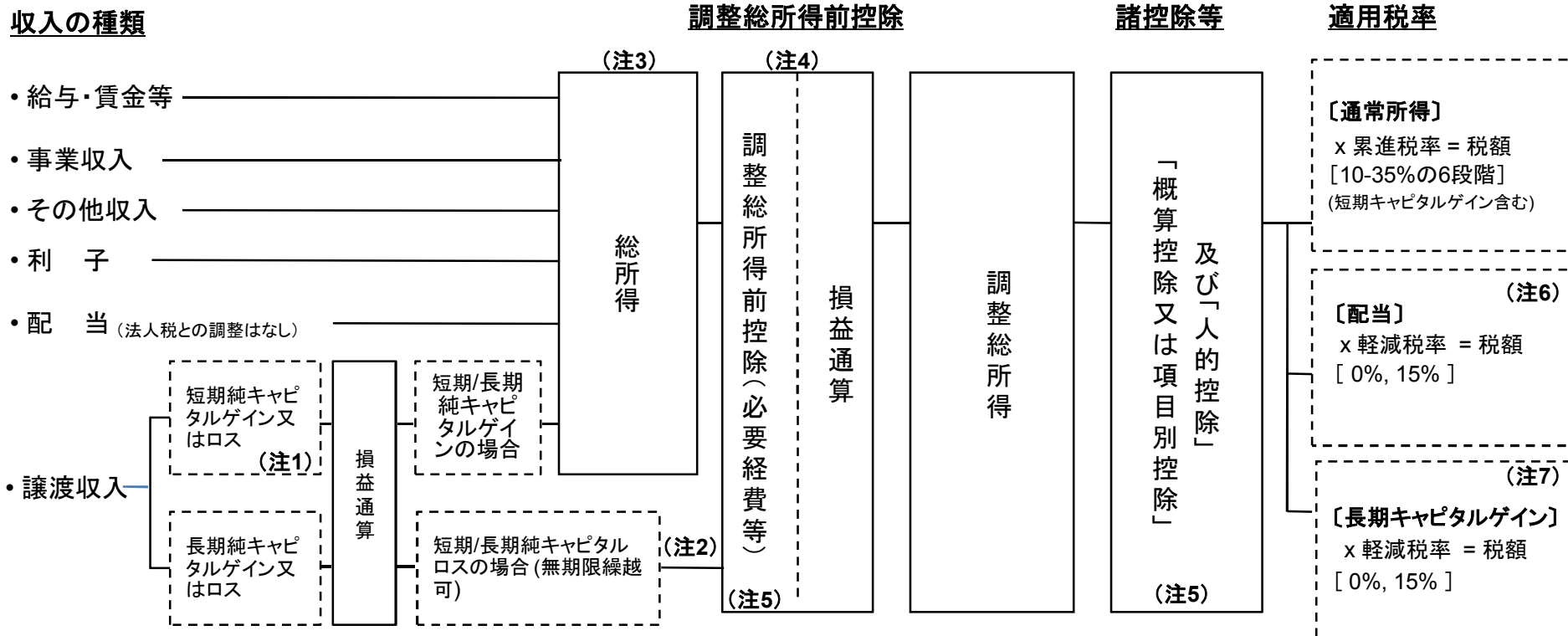
詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーnst アンド ヤング税理士法人を含むアーnst・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

<Appendix 1-1>アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

(2009年9月現在)



- 注1:** キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常取得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。
- 注2:** 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。
- 注3:** 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めがある場合を除き、総所得金額に含まれる。(所得区分なし)
- 注4:** 調整総所得前控除では、事業経費、教員経費、個人退職勘定(IRAs)掛金、転勤費用等の控除が認められている。
- 注5:** 支払利子については、調整総所得前控除において事業借入利子、賃貸活動から生じた利子及び適格教育ローン利子が、項目別控除を選択した場合には適格住宅ローン利子、投資利子が、それぞれ一定の限度の下で控除が認められる。
- 注6:** 通常所得に対して適用される税率が25%以上である場合、適格配当に対する税率は15%となる。また、通常所得に対して適用される税率が25%未満である場合、適格配当に対する税率は0%となる。
- 注7:** 通常所得に対して適用される税率が25%以上である場合、長期キャピタルゲインに対する税率は15%となる。また、通常所得に対して適用される税率が25%未満である場合、長期キャピタルゲインに対する税率は0%となる。

<Appendix 1-2>

アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)^(注1)

(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利息 [10~35%の6段階で総合課税]	-	-
公社債		利息 [10~35%の6段階で総合課税]		
		発行差金(OID)(注2) [10~35%の6段階で総合課税]		
株式		配当 [0%, 15%の2段階で総合課税]		
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC: 規制投資会社)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [0%, 15%の2段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [0%, 15%の2段階で総合課税] その他通常の分配(利子等) [10~35%の6段階で総合課税] 非課税利子の分配 [非課税]		
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [0%, 15%の2段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [0%, 15%の2段階で総合課税] その他通常の分配(不動産賃貸料等) [10~35%の6段階で総合課税]		

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型、異なる税務会計基準(現金主義又は発生主義)の採用、納税者番号の使用の有無等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価額との差額をさす。

(注3) 調整投資基準額(adjusted basis)とは、取得費(投資基準額:basis)を、未払発生利子や発行差金(OID)等により加算調整し、プレミアム発行分の償還分等により減算調整したもの。

<Appendix 1-3>

アメリカにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)^(注1)

(2009年9月現在)

米国源泉		所得の種類	課税関係*
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
公社債		債券利子	非課税 (Portfolio Interst Exemption)
		発行差金 ^(注2)	非課税 (Portfolio Interst Exemption)
		ローン利子	非課税 (Portfolio Interst Exemption)
株式		配当	30%又は租税条約による軽減税率
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC: 規制投資会社)	配当	30%又は租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%又は租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
	REIT (不動産投資信託)	配当	30%又は租税条約による軽減税率
		キャピタルゲインの分配	35%
		資本の払戻し	非課税
売却/償還		総手取額/取得価額	非課税

*受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、全所得に対して30%の課税。

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価格との差額をさす。

<Appendix 1-4>

アメリカにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)^(注1)

(2009年9月現在)

米国源泉		所得の種類	課税関係*
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
公社債		債券利子	非課税(Portfolio Interst Exemption)
		発行差金 ^(注2)	非課税(Portfolio Interst Exemption)
		ローン利子	非課税(Portfolio Interst Exemption)**
株式		配当	30%又は租税条約による軽減税率
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC: 規制投資会社)	配当	30%又は租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%又は租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
	REIT (不動産投資信託)	配当	30%又は租税条約による軽減税率
		キャピタルゲインの分配	35%
		資本の払戻し	非課税
売却/償還		総手取額/取得価額	非課税

* 受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、利子・配当に対して30%の課税。ただし売却に係る総手取額、銀行預金利子、長期キャピタルゲイン、資本の払戻しは除く。

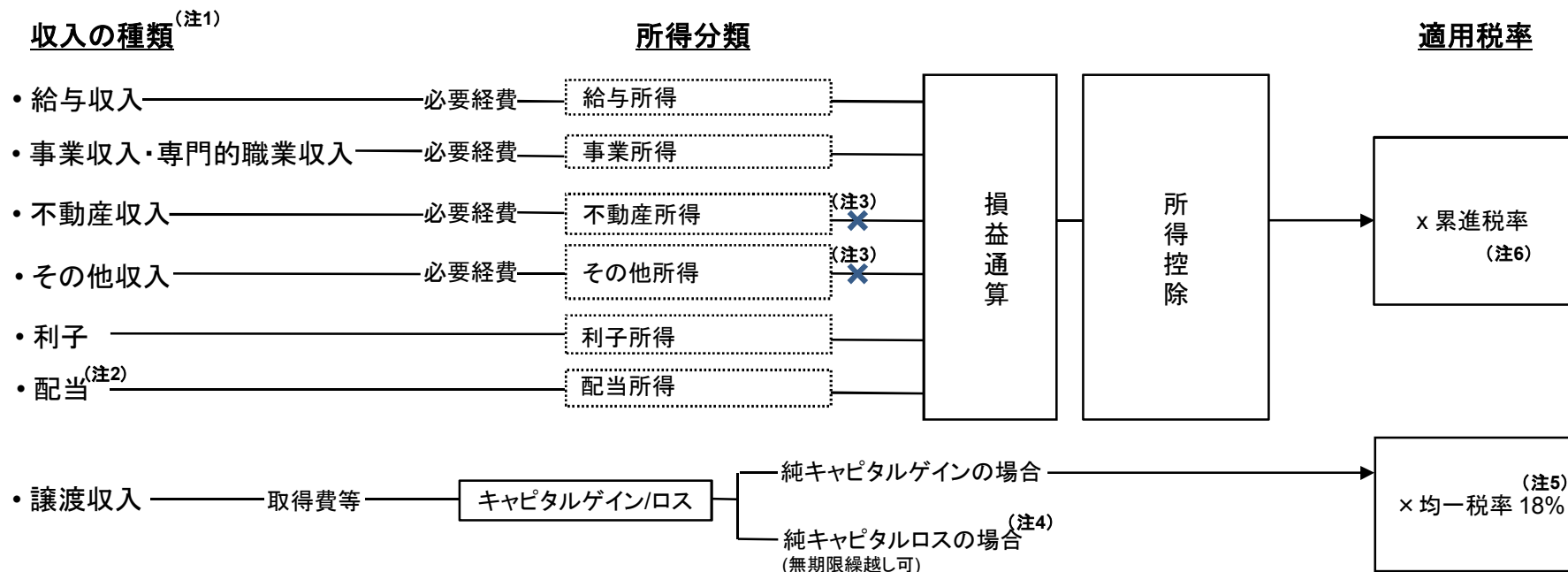
**銀行に支払うローン利子には、Portfolio Interst Exemptionは適用されない。銀行に支払う場合、30%又は租税条約による軽減税率が適用される。

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価格との差額をさす。

<Appendix2-1> イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

(2009年9月現在)



- 注1: 個人の「所得」については、所得税が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」については、キャピタル・ゲイン税が課税される。
- 注2: 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。
- 注3: 不動産所得及びその他所得に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。
- 注4: 当期の全てのキャピタル・ゲインとキャピタル・ロス及び前期から繰り越されたキャピタル・ロスを通算し、なおキャピタル・ロスが残る場合は、翌期以降のキャピタル・ゲインと無期限に通算することができる。
- 注5: キャピタル・ゲインは、一律18%で課税され、年間£10,100の非課税枠がある(2009年10月現在)。
- 注6: 利子・配当以外の所得の額に利子所得及び配当所得の額を順次積み上げた結果、それぞれの属するブラケットが定められる。その後、各ブラケットに属する利子・配当以外の所得、利子所得、配当所得にそれぞれの所得等の区分に応じた以下の税率を適用。

課税所得(ポンド)	利子・配当以外の所得	利子所得	配当所得
～ 6,474	0%	0%	0%
6,475 ～ 37,400	20%	20%	10%
37,401 ～	40%	40%	32.5%

<Appendix 2-2>

イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)*

(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得 [20%源泉徴収] [0%,20%,40%の3段階で総合課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子所得 [20%源泉徴収] [0%,20%,40%の3段階で総合課税]	原則、非課税(注4)	ないとみなす
	ゼロクーポン債(注2)	-	割引額(利子所得) [0%,20%,40%の3段階で総合課税]	ないとみなす
株式		配当所得(注3) [0%,10%,32.5%の3段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [18%で一律課税、年間非課税枠£10,100]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が認められる (無期限繰越し可)]
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合	配当所得(注3) [0%,10%,32.5%の3段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [18%で一律課税、年間非課税枠£10,100]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が認められる (無期限繰越し可)]
	利子として分配が行われる場合	利子所得 [20%源泉徴収] [0%,20%,40%の3段階で総合課税]		

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) ゼロクーポン債の換金段階では、割引額(discount)に対して所得税が課税される(キャピタル・ゲイン税は非課税とされている)。

(注3) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。したがって、10%以下の低税率が適用される納税者の場合、10/90の税額控除により実質的な税負担はなくなり、また、32.5%の高税率が適用される納税者の場合、実質的な税率は25%となる。

(注4) Accrued Income Schemeでは、売却に伴う経過利息収入に対して課税を行う場合がある。

* 2010年4月から、所得税の最高税率は50%(配当については42.5%)となる。

<Appendix 2-3>

イギリスにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)

(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)(注2)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [20%源泉徴収、ただし非居住者であることを証明された場合には非課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子 [20%源泉徴収](注3)	-	-
	ゼロクーポン債	-	-	-
株式(注3)		-	課税期間中に非居住者となった場合、イギリス出国後に売却を行ったとしても、当該非居住者は一律18%でキャピタル・ゲイン税が課される。	-
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合 (注4)	-	課税期間中に非居住者となった場合、イギリス出国後に売却を行ったとしても、当該非居住者は一律18%でキャピタル・ゲイン税が課される。	-
	利子として分配が行われる場合	利子 [20%源泉徴収、ただし非居住者であることを証明された場合には非課税]		

- (注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 非居住者である場合、社債の利子に対する源泉徴収(注2参照)及び出国した年に生じたキャピタルゲインを除き、金融商品から生じる所得については、原則として非課税とされる。
- (注3) 原則として、利子は源泉徴収により課税されるが、個人の居住地国によっては租税条約による減免が適用される場合がある。また、英国国債またはユーロボンドからの利子は、非課税とされる。
- (注4) 配当は、非課税とされる。

<Appendix 2-4>

イギリスにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)

(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)(注2)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [20%源泉徴収、ただし外国法人であることを証明された場合には非課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子 [20%源泉徴収](注3)	-	-
	ゼロクーポン債	-	-	-
株式(注4)		-	-	-
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合 (注4)	-	-	-
	利子として分配が行われる場合	利子 [20%源泉徴収、ただし外国法人であることを証明された場合には非課税]	-	-

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

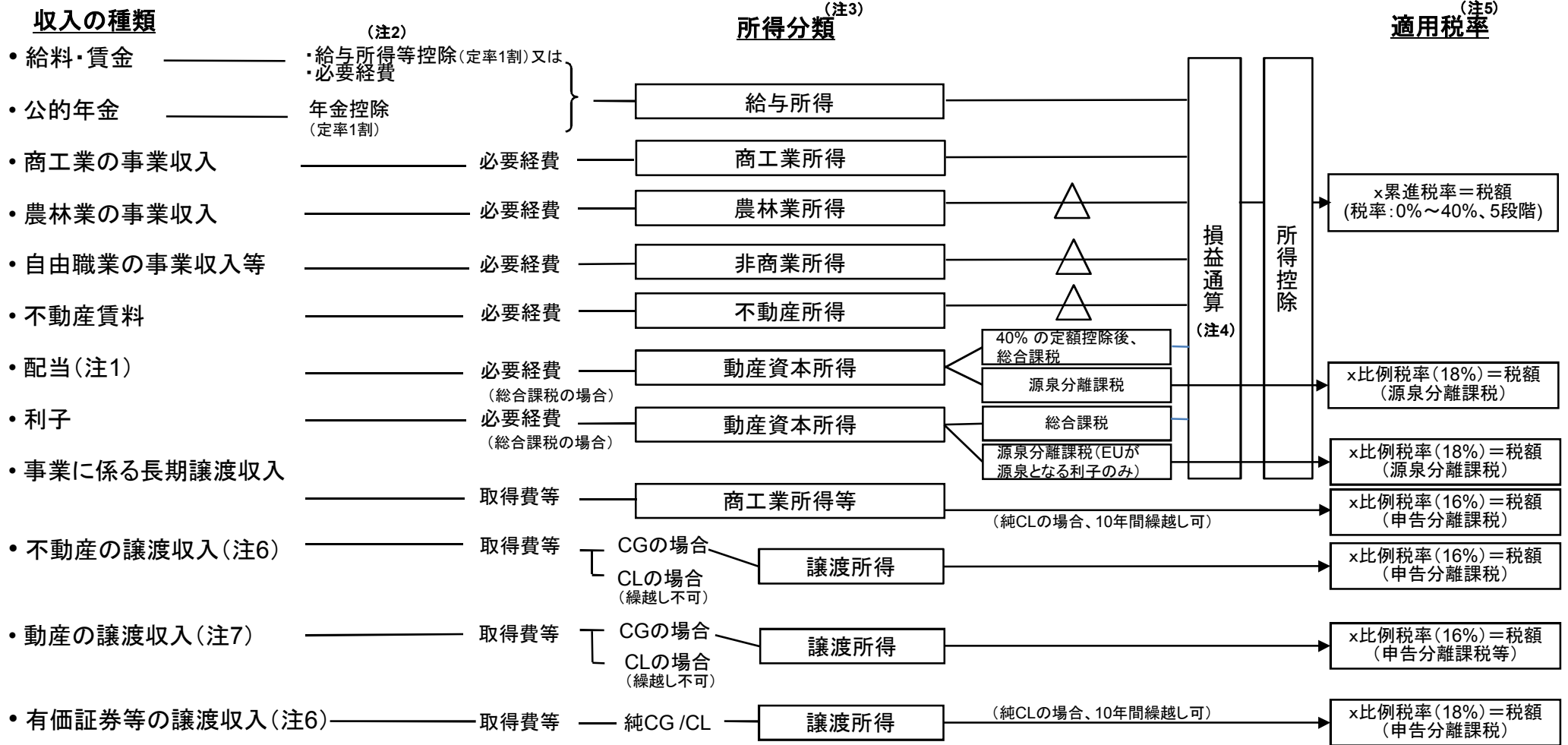
(注2) 外国法人である場合、公社債の利子に対する源泉徴収(注2参照)を除き、金融商品からの所得については、原則として非課税とされる。

(注3) 原則として、利子は源泉徴収により課税されるが、居住地国によっては租税条約による減免が適用される場合がある。また、英国国債またはユーロボンドからの利子は、非課税とされる。

(注4) 配当は、非課税とされる。

<Appendix 3-1> フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

(2009年9月現在)



注1: 適格配当(フランスと租税条約を締結している国において法人税が課されている企業からの配当)は、40%の定額控除後に総合課税(累進税率 0%~40%)、または、特例により、源泉分離課税(18%)により課税される。

注2: 給料・賃金にかかる必要経費については、実費相当額、または、一定の金額(想定される交通費や屋敷費に基づいて計算される)となる。

注3: 各種所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

注4: 農林業所得、非商業所得及び不動産所得に損失が生じた場合、総合課税される他の所得との損益通算は一定の条件の下で認められる(例えば、不動産にかかる損失の場合、総収入に対して一定の金額(金利負担を除く)のみ通算が認められる。当該損失の繰越は10年間認められ、不動産所得とのみ通算できる。)

注5: 源泉分離課税及び申告分離課税の税率には、社会保障関連諸税(計12.1%)は含まれない。総合課税対象所得には累進税率に加えて、社会保障関連諸税が別途課される。

注6: 不動産の譲渡所得と有価証券等の譲渡所得は、一定の場合に免税措置がある。

注7: 実務上は、限定的に実施されている。

*CG: キャピタルゲイン、CL: キャピタルロス

<Appendix 3-2>

フランスにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)

(2009年9月現在)

(注3)		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [18%源泉分離課税(注6)または総合課税]	-			
公社債	利付債	利子 [18%源泉分離課税(注6)または総合課税]			償還プレミアム [18%源泉分離課税(注6)または総合課税]	利子に係る損失 償還された日が属する年度に支払われた利子とのみ通算が認められる
	ゼロクーポン債	-				-
株式		配当(注4) [18%源泉分離課税(適格配当のみ)または総合課税]	キャピタル・ゲイン(注5)	キャピタル・ロス	-	
投資信託	会社型投資信託(SICAV)及び 契約型投資信託(FCP)	分配金の源泉別に一定の課税がなされる(すなわち、分配金をその源泉ごと区分し、それぞれの属性に基づいて課税関係が決定される)	[18%分離課税] 年間の譲渡額が€25,730を下回る場合は非課税	キャピタル・ゲインとのみ通算が認められる(10年間繰越可)	キャピタル・ゲイン [18%申告分離課税] 年間の譲渡額が€25,730を下回る場合は非課税	キャピタルロス キャピタル・ゲインとのみ通算が認められる(10年間繰越可)

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 総合課税が適用される場合において、利子・配当・償還プレミアム等は、合算課税されるが、社会保障関連諸税(計12.1%)については、合算前の各所得に対して課せられる。

(注3) 記載されている源泉分離課税及び申告分離課税の税率には、社会保障関連諸税(計12.1%)は含まれていない。

(注4) 適格配当(フランスと租税条約を締結している国において法人税が課されている企業からの配当)は、40%の定額控除後に総合課税(累進税率 0%~40%)、または、特例により源泉分離課税(18%)により課税される。また、適格配当でない配当については、その総額が総合課税の対象となる。

(注5) 8年以上保有した株式等に係る譲渡所得については、原則として非課税となる。

(注6) 対象となる利子は、EU圏内に所在する支払者により支払われる利子である。

<Appendix 3-3>

フランスにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)

(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [18%源泉徴収]	-	-	-	-
公社債	利付債	利子 [18%源泉徴収(一定の免除規定有)]	-	-	利子 [18%源泉徴収(一定の免除規定有)]	-
	ゼロクーポン債	-			-	
株式		配当 [25%源泉徴収(UEまたはEEAに居住する個人の場合18%源泉課税)]	-	-	償還の一部はキャピタル・ゲインとして扱われ、残りは配当として扱われる	-
投資信託	会社型投資信託(SICAV)及び契約型投資信託(FCP)	会社型投資信託(SICAV)による分配金は配当金として課税: [25%源泉徴収(UEまたはEEAに居住する個人の場合18%源泉徴収)] 契約型投資信託(FCP)による分配金は、その源泉ごと区分し、それぞれの属性に基づいて課税関係が決定される: 利子 [18%源泉徴収(特定の利子所得に免税及び軽減税率の適用有)] 配当 [25%源泉徴収(UEまたはEEAに居住する個人の場合18%源泉課税)]			原則として非課税 (25%以上保有している法人に係るものは除く)	原則として非課税 (25%以上保有している法人に係るものは除く)

- (注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 実務上は、上記の課税関係に加え、租税条約等を考慮する必要があることに留意。
- (注3) 上記の課税関係は、不動産関連法人の株式等に関連する特殊規定は含まれないことに留意。
- (注4) 非居住者の金融所得に対して、社会保障関連諸税は課税されない。

<Appendix 3-4>

フランスにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)

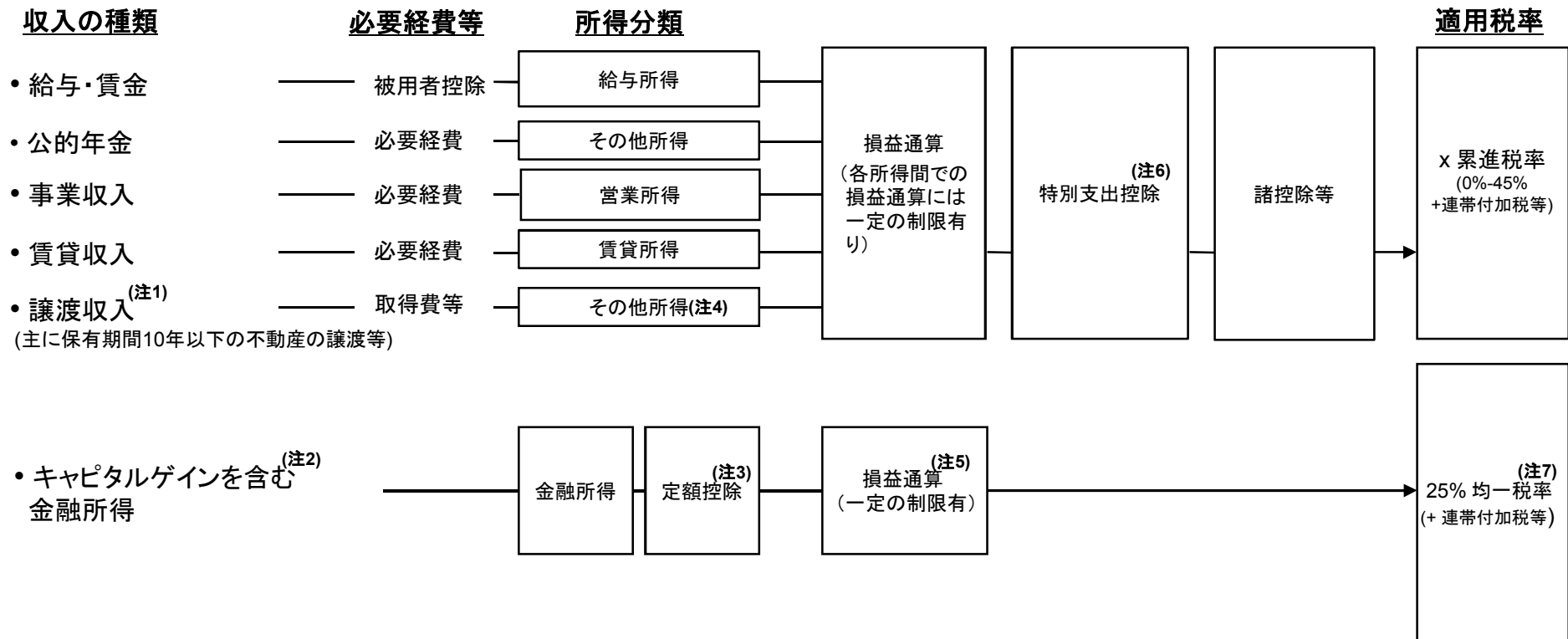
(2009年9月現在)

		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [18%源泉徴収]	-			
公社債	利付債	利子 [18%源泉徴収(一定の免除規定有)]	-	-	利子 「実務上は様々な源泉免除の規定有」	-
	ゼロクーポン債	-			-	
株式		配当 [25%源泉徴収(EUと関連を有する法人については特定の免除規定有)]	-	-	償還の一部はキャピタル・ゲインとして扱われ、残りは配当として扱われる。	-
投資信託	会社型投資信託(SICAV)及び契約型投資信託(FCP)	会社型投資信託(SICAV)による分配金は配当金として課税: [25%源泉徴収] 契約型投資信託(FCP)による分配金は、その源泉ごと区分し、それぞれの属性に基づいて課税関係が決定される: 利子 [18%源泉徴収(特定の利子所得に免税及び軽減税率の適用有)] 配当 [25%源泉徴収(EUと関連を有する法人については特定の免除規定有)]			原則として非課税 (25%以上保有している法人に係るものは除く)	原則として非課税 (25%以上保有している法人に係るものは除く)

- (注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 実務上は、上記の課税関係に加え、租税条約等を考慮する必要があることに留意。
- (注3) 上記の課税関係は、不動産関連法人の株式等に関連する特殊規定は含まれないことに留意。

<Appendix 4-1> ドイツの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

(2009年9月現在)



- 注1:** 10年以下保有の不動産の譲渡等は、投機的売買とみなされ課税対象となる。有価証券の投機的売買(改正前においては譲渡収入に分類)は金融所得に含まれる。
- 注2:** 金融所得(例: 利子、配当、キャピタルゲイン)は、均一税率により課税される。
- 注3:** 実額に基づく控除は認められない。2009年1月1日以後、個別課税の場合には年間801ユーロ、夫婦合算申告の場合には1,602ユーロの定額控除が認められる。証券保管銀行は、金融所得が当該控除を上回るまで26.375%の源泉を行わない。
- 注4:** 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買(金融所得に係るものを除く)による譲渡益との間でのみ損益通算が可能である。
- 注5:** 原則として、金融所得間における損益通算は認められる(株式に係る所得については、他の金融所得との損益通算は認められない)。原則として、損失は無期限の繰越し及び一定の要件の下で同一課税期間内の繰戻しが認められる。
- 注6:** 社会保険料、生命保険料、税務相談料(一部)、研修費等については特別支出として概算又は実額による控除が認められる。
- 注7:** 金融所得については、納税者に有利な場合、確定申告を行うことも認められる。

<Appendix 4-2>

ドイツにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)^(注1、2)

(2009年9月現在)

(注5)		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益(注3)	損失(注3、4)
預貯金	普通預金	利子 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	-	-
公社債	利付債	利子 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	課税	利益から控除
	ゼロクーポン債	-	利子とみなす [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	利益から控除
株式		配当 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	課税	株式譲渡に係る利益からのみ控除
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類される: 利子 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	課税	利益から控除
		配当 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]		株式譲渡に係る利益からのみ控除

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 2009年1月1日から金融所得に対する均一税率による課税が実施されている。すべての金融所得(例:受取利子・配当、有価証券譲渡益等)は、保有期間に関係なく税率26.375%(25%+連帯付加税)で課税される。

(注3) 課税関係は、株式/投資信託等の受益証券(以下「株式等」)の取得日が以下のいずれに該当するかによって異なる:

(1) 2009年1月1日以後

2009年1月1日以後に取得された株式等の処分に係るキャピタルゲインは、均一税率により課税される。個人投資家については、原則として26.375%(25%+連帯付加税)の均一税率が適用され、さらに教会税(2.25%=25%×9%)が課税される場合には、適用税率は28%となる。

(2) 2008年12月31日以前

2008年12月31日以前に取得され、1年間以上保有された株式等の売却から生じたキャピタルゲインは課税されない。

(注4) 原則として、2009年1月1日以後に取得された有価証券に係る売却損益に対する課税は、源泉徴収義務者である証券保管銀行で源泉徴収によりなされる。原則として、損失は、無期限の繰越し及び一定の要件の下で同一事業年度内の繰戻しが認められる。

(注5) 連帯付加税:25%×5.5%=1.375%

<Appendix 4-3>

ドイツにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)^(注1)

(2009年9月現在)

(注5)		保有段階	換金段階 (売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	原則、非課税(注2)	-	-
公社債	利付債	原則、非課税(注2)	原則、非課税(注2)	課税される場合を除いて、控除不可
	ゼロクーポン債	原則、非課税(注2)	原則、非課税(注2)	課税される場合を除いて、控除不可
株式		配当(注3) [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	原則、非課税(注3)	原則、控除不可(注3)
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類される: 利子 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%](注2、4) 配当 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%](注4)	原則、非課税	課税される場合を除いて、控除不可

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 店頭取引により生じたもの及び国内の不動産又は船舶を担保としたローンに係るものを除く。

(注3) 租税条約により課税範囲は限定されている(キャピタルゲインは、持株比率が1%以上の場合のみ課税される)。

(注4) 源泉徴収は、証券保管銀行を通じて投資を行っている場合のみ行われる。また、国内投資信託等に係る分配金に対してのみ課税される。

(注5) 連帯付加税: $25\% \times 5.5\% = 1.375\%$

<Appendix 4-4>

ドイツにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)^(注1)

(2009年9月現在)

(注5)		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	原則、非課税(注3)	-	-
公社債	利付債	原則、非課税(注3)	原則、非課税(注3)	原則、非課税(注3)
	ゼロクーポン債	原則、非課税(注3)		
株式		配当(注2) [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%]	持株比率1%以上の場合、課税: [営業税12%-17%+法人税15.825%(連帯付加税を含む)]	-
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類される: 利子 [非課税](注4) 配当 [25% 源泉税 + 1.375%連帯付加税 = 26.375%](注2、4)	株式の譲渡からの所得については、限定的に課税	課税が行われた場合には、控除可

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 各国との租税条約により、税率が軽減される可能性有。

(注3) 国内の不動産又は船舶を担保とした有価証券に係るものについては課税される。

(注4) 実務上、様々な論点を検討する必要があるため、留意が必要である。

(注5) 連帯付加税: $25\% \times 5.5\% = 1.375\%$